

船舶事故調査報告書

平成27年9月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年2月24日 07時25分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島南西方沖 伝太郎鼻灯台から真方位312°2,380m付近 （概位 北緯34°07.34′ 東経132°25.70′）
事故調査の経過	平成27年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 作業船 芳栄、14.68トン 270-47246 広島、有限会社中田造船所 14.50m (Lr) × 3.06m × 1.38m、FRP ディーゼル機関、198.60kW、昭和55年4月 B プレジャーボート 釣れたか丸2、4.3トン HS3-38292（漁船登録番号）、個人所有 9.60m (Lr) × 2.53m × 0.64m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成8年9月27日 第273-8909号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年8月5日 免許証交付日 平成23年4月22日 （平成28年8月4日まで有効） B 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月24日 免許証交付日 平成22年6月2日 （平成27年9月9日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 4人（船長B及び同乗者3人）
損傷	A 船首に擦過傷 B 操舵室の損壊等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員5人を乗せ、約14ノット

	<p>トの速力で手動操舵により能美島南西方沖を西北西進していた。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方向を見たところ、前路に他船を見掛けなかったため、他船はいないものと思い、右手で操舵輪を握り、左手に持った携帯電話の画面を見ながら操船していたところ、平成27年2月24日07時25分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」及び「同乗者B₃」という。）を乗せ、07時20分ごろ能美島南西方沖で機関を止め、船首を南東方に向けて錨泊を始めた。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部で釣りの準備を始めたところ、左舷船尾部にいた同乗者B₂からA船がB船に向かって来る旨の連絡があり、左舷方約500～600mの所に接近するA船を視認した。</p> <p>船長Bは、A船を見ていたところ、約150～200mまで近づいてもA船の針路と速力が変わらないので、操舵室に移動してモーターホーンを鳴らし続けたが、B船に気付いた様子が感じられなかった。</p> <p>船長Bは、同乗者全員に声を掛け身構えさせ、船尾部に移動した後、B船は衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突後、同乗者全員の安否及びB船の損傷状況を確認し、海上保安庁に本事故の通報を行った。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者B₁が乗船してA船により呉市倉橋島の造船所までえい航された。</p> <p>同乗者B₂及び同乗者B₃は、巡視艇で倉橋島の造船所に向かった。</p> <p>船長B及び同乗者3人は、倉橋島の病院で受診し、船長Bが頭皮擦過傷と、同乗者B₁が右拇指擦過傷及び右拇指異物残留と、同乗者B₂が右手関節部打撲及び擦過傷と、同乗者B₃が左胸部打撲、左上腕打撲及び両手擦過傷とそれぞれ診断されて治療を受けた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 低潮時、海上 平穏</p> <p>日出時刻：06時46分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故当時、A船の操舵室には船長Aのほかに作業員1人がいたが、同作業員は操舵室後部で休息中であった。</p> <p>船長Aは、平日の早朝に本事故発生場所付近で釣りをしているプレジャーボートを見掛けたことがなかったため、本事故当日は火曜日であり、釣りをしているプレジャーボートがないものと思い、椅子に深く腰を掛けた姿勢で、携帯電話の画面を見ていた。</p> <p>船長Aは、レーダーを作動させていなかった。</p> <p>B船は、水深約30mの場所に、右舷船尾から重さ約10kgの錨を、船首から重さ約20kgの錨をそれぞれ投入して錨泊し、黒色の球</p>

	<p>形形象物を掲げていた。</p> <p>B船は、船尾の錨に直径約12mmの、船首の錨に直径約16mmの化学繊維製ロープをそれぞれ取り付けて共に約50m繰り出していた。</p> <p>船長Bは、A船を視認した後、これまで航行する船舶がB船を避けて航行していたので、いずれA船が針路を変えてB船を避けて行くものと思った。</p> <p>船長Bは、機関を始動して移動することも考えたが、移動方向にA船が針路を変えることや、急発進による同乗者の転倒もあり得るので、A船の避航を期待してモーターホーンを鳴らし続けた。</p> <p>船長B及び同乗者は、皆救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、能美島南西方沖を西北西進中、船長Aが、携帯電話の画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前路に他船を見掛けなかったため、他船はいないものと思い、携帯電話の画面を見ていたものと考えられる。</p> <p>B船は、能美島南西方沖で黒色の球形形象物を掲げて錨泊中、船長Bが、左舷方約500～600mの所に接近するA船を視認し、A船がB船を避ける様子が見られずに接近して来るので、モーターホーンを鳴らし続けてB船の存在を知らせようとしたものの、A船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで航行する船舶が錨泊しているB船を避けていたので、A船がB船を避けるものと思い、錨泊を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、能美島南西方沖において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に他船を見掛けなかったため、他船はいないものと思い、携帯電話の画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は、携帯電話等に注意を向けることなく、見張りを適切に行い、操船に専念すること。

付図1 事故発生経過概略図

